

31墨福厚第157号

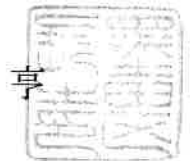
社会福祉法人 緑榮会 定款変更認可書

社会福祉法人 緑榮会

平成31年4月15日付けで申請のあった定款の一部変更について、
社会福祉法第45条の36第3項の規定により認可する。

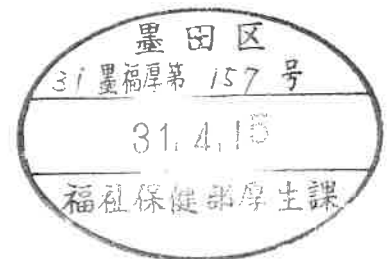
平成31年4月22日

墨田区長 山 本



社会福祉法人定款変更認可申請書

申請者	主たる事務所の所在地	東京都墨田区亀沢三丁目7番11号	
	ふりがな	しゃかいふくしほうじん 緑 榮会	
	代表者の氏名	理事長 市川 麻美	
申請年月日		平成31年 4 月 15 日	
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	(目的)	(目的)	(1) 墨田みどり保育園第一・第二大横川園の閉園に伴う事業変更
	第一条 (略)	第一条 (略)	
	(1) 第二種社会福祉事業 (イ)～(ハ) (略) (二) 小規模保育事業の経営	(1) 第二種社会福祉事業 (イ)～(ハ) (略) <u>(削除)</u>	
	第二条～第二六条 (略)	第二条～第二六条 (略)	(2) 理事会議事録に関する規定変更
	(議事録)	(議事録)	
	第二七条 (略)	第二七条 (略)	
	2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。	2 <u>当該理事会に出席した理事長及び監事</u> は、前項の議事録に署名又は記名押印する。	(3) 建物の取得に伴う基本財産の増加
	(資産の区分)	(資産の区分)	
第二八条 (略)	第二八条 (略)		
2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。	2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。		
(1) 建物	(1) 建物		
(ア)～(イ) (略)	(ア)～(イ) (略)		





定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	<u>(新規)</u>	<u>(ウ) 東京都墨田区亀沢三丁目18番地</u> <u>2、18番地3、18番地4、18番地5所在の</u> <u>鉄骨造陸屋根5階建保育所墨田みどり</u> <u>保育園分園園舎一棟（延1,365.43平方</u> <u>メートル）</u>	
3～4 (略)	3～4 (略)	3～4 (略)	
第二九条～第四〇条 (略)	第二九条～第四〇条 (略)	第二九条～第四〇条 (略)	
附則 (略)	附則 (略)	附則 (略)	